

綾瀬市都市公園運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市都市公園条例（昭和51年綾瀬町条例第12号。以下「条例」という。）及び綾瀬市都市公園条例施行規則（昭和51年綾瀬町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、都市公園の運用について必要な事項を定めるものとする。

(申請の受付期間)

第2条 規則第2条の規定に係る申請の受付期間は、その行為をしようとする日の2月前の月の初日から7日前までとするものとする。

2 規則第5条の規定に係る申請の受付期間は、利用を開始しようとする日の2月前の月の初日から20日前までとするものとする。

3 規則第4条に規定する有料施設を利用する者で、規則第11条の規定に係る申請の受付期間は、次条第1項及び第3項の規定による利用の予約が完了した日から利用日の7日前までとするものとする。

4 前3項の場合において、特に市長が認めるときは、この限りでない。

(有料施設の利用方法)

第3条 規則第4条の規定により城山公園及び綾南公園の炊事棟（かまど）を利用しようとする者は、申請前に、電話又は担当する窓口で予約を行うものとする。

2 前項の場合において、予約の受付期間は利用しようとする日の2月前の月の初日から前日まで（これらの日が綾瀬市の休日定める条例（平成元年綾瀬市条例第5号）第1条第1項の規定による市の休日である場合は、その前日）とし、受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により、予約することができる。この場合において、予約の受付期間その他事項については市長が別に定めるものとする。

(利用許可の順序)

第4条 利用の許可は、申請があつた順に与えるものとする。

(利用許可の処理日数)

第5条 利用申請等申請に基づいて行う事務の処理日数の標準は、次の各号によるものとする。

- (1) 規則第 2 条に係る申請 7 日以内
- (2) 規則第 4 条に係る申請 7 日以内
- (3) 規則第 5 条に係る申請 20 日以内
- (4) 規則第 11 条に係る申請 7 日以内

(関係機関への届出)

第 6 条 条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する行為の許可を受けようとする者は、綾瀬市火災予防条例(昭和 37 年綾瀬町条例第 9 号)第 45 条の規定により、消防長に届け出なければならない。

(還付の特例)

第 7 条 条例第 17 条ただし書の規定による還付の特例は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 雨、台風その他の天災又は人災により、公園施設を利用できなくなつたとき。
- (2) 条例第 10 条第 2 項により、監督処分を受け、公園施設を利用できなくなつたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰さない理由により公園施設を利用することができない場合で、市長が特に必要と認めた場合

(還付金額の算出方法)

第 8 条 許可の期間中、全く利用できなくなつたとき又は炊事棟(かまど)の使用実態が 1 時間未満のときは、全額を還付するものとする。

- 2 使用料の額が、年額で定められている場合において、利用の期間が 1 年未満であるときは、月割をもつて計算し、未使用分について還付する。なお、1 月未満の端数があるときは、その月を利用したものとして計算するものとする。

(財務規則の運用)

第 9 条 還付の手続は、綾瀬市財務規則(昭和 59 年綾瀬市規則第 14 号)の規定により行うものとする。

(端数計算)

第 10 条 使用料の徴収額に 1 円未満の端数を生じた場合は、切り上げとする。

- 2 還付金額に 1 円未満の端数を生じた場合は、切り捨てとする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。